

保護者 様

さいたま市立原山中学校
校長 森角 由希子

緊急事態宣言中の市立学校の部活動について

猛暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、埼玉県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、部活動の実施についてさいたま市教育委員会より8月2日付で通知がありました。

つきましては、緊急事態宣言期間中の部活動は下記のとおり実施いたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 活動日数及び時間

期 間	活動日数・活動時間	校外活動等 (練習試合・合同練習等)	泊を伴う活動等
緊急事態宣言 期間中	4日以内／週 180分以内／日	原則市内のみ	禁止

- ①当該期間が上位大会につながる大会（関東・全国大会）やコンクール等の当日から起算して14日以内に該当する場合は、「さいたま市部活動の在り方に関する方針」及び各校の部活動の方針に基づく活動を認める。
- ②さいたま市夏季大会等の参加については、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長判断のもと、その可否を決定する。なお、合同チームで上記の大会に参加を予定している学校は、感染対策を万全に講じた上で実施をする。
- ③練習試合等の校外活動については、自校を含めて2校までとする。

2 留意事項

- ・「さいたま市部活動の在り方に関する方針」及び「『学校の新しい生活様式における新しい部活動の在り方』に関する方針」に則り、感染症対策を徹底のうえ、実施いたします。
- ・今後の感染状況の推移によって、変更することがあります。

3 学校閉庁日について

- ・学校閉庁日（8月10日から8月13日）は、休養期間とします。